平成２９年（フ）第１５号
亡小松本民男の最後の住所　茨城県桜川市真壁町原方1303番地１
破産者　亡小松本民男相続財産
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７３５号
千葉県習志野市東習志野３丁目11番11号　ＳＴマンション203号
破産者　大野　正樹
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７５８号
千葉市中央区浜野町494番地12
破産者　三浦　裕史
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１８号
千葉県船橋市松が丘４丁目44番13号
破産者　橋本　健一
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目33番地
破産者　株式会社アイズ
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１４５号
富山県射水市今井70番地
破産者　有限会社丸栄輸送
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０６８号
名古屋市守山区町北15番12号
破産者　有限会社サンナゴヤフーズ
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１４号
名古屋市北区東長田町２丁目27番地の１
破産者　株式会社ＡＬＴＲＩＢＥ
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４４号
兵庫県高砂市米田町塩市字明田210番地１
破産者　奥谷工業株式会社
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６８号
島根県松江市東朝日町172番地　中電朝日アパート203号、前住所広島市東区光町２丁目12番11―301号
破産者　池淵　智紀
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１１号
大分県由布市庄内町大龍2367番地の３
破産者　株式会社由布
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
静岡県浜松市東区豊西町522番地
破産者　株式会社ジェットシステム
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
三重県伊勢市大湊町488番地９
破産者　阪口　由美
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
三重県伊勢市大湊町488番地９
破産者　阪口　弘政
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１０１９号
（最後の住所）京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字宮脇１番地76
破産者　亡青池秀治相続財産
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
神戸市兵庫区東山町１丁目９番６号
破産者　有限会社タケダ企画
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０１号
神戸市中央区港島８丁目12番地
破産者　株式会社阪神エキスプレス
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２１０号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷333
破産者　大槻　信江
１　決定年月日　平成29年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
埼玉県越谷市大字大房1026番地60、旧住所埼玉県越谷市谷中町３丁目132番地３
破産者　西村カツミ
１　決定年月日　平成29年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
埼玉県越谷市蒲生寿町７番１号　セジュールハマノ202
破産者　熱田　隆一
１　決定年月日　平成29年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１００２号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目10番１―302号
破産者　小倉　延子
１　決定年月日　平成29年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部